

川越し街道賑わい創出事業イベント用備品貸出事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民が参加する川越し街道周辺のイベント（以下「イベント」という。）における賑わい創出を図るため、当該行事等の主催者に対し、イベントに係る備品（以下「備品」という。）を貸し出す事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、市内で開催され、かつ、趣旨に基づくイベントの主催者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 島田市暴力団排除条例（平成24年島田市条例第31号）第2条第1号に掲げる暴力団又は同条第3号に掲げる暴力団員等及び当該暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有するものは、事業の対象者としなない。

(備品の種類等)

第3条 貸出しできる備品の種類及び数量は、別表のとおりとする。

(備品の貸出期間)

第4条 備品の貸出期間は、7日以内とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(借用の申請)

第5条 備品を借用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、借用しようとする日の2月前から5日前までの間に、川越し街道賑わい創出事業イベント用備品貸出事業備品借用申請書（様式第1号）に当該行事等の内容が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(貸出しの許可)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、川越し街道賑わい創出事業イベント用備品貸出事業備品貸出許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、備品の貸出しの許可をする際は、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(許可の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、備品の貸出しの許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により備品の貸出しの許可を受けたとき。

(2) 備品の故障その他やむを得ない理由があるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により備品の貸出しの許可を取り消したときは、川越し街道賑わい創出事業イベント用備品貸出許可取消通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による取消しにより、申請者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第8条 備品の使用料は、無料とする。ただし、貸出期間中における備品の運搬及び管理等に要する費用は、申請者の負担とする。

- 2 複数のイベント主催者を代表する1名の申請者（以下「代表申請者」という。）が備品を借用する場合は、代表申請者は他のイベント主催者に対して備品の使用料を徴収してはならない。

(貸出方法)

第9条 備品の貸出しの方法は、市長の指定する場所で第6条第1項の規定による許可を受けたもの（以下「使用者」という。）に直接引き渡すものとする。

- 2 前項の規定による備品の貸出しをしたときは、島田市財務規則（平成17年島田市規則第35号）第163条第2項に規定する物品貸与簿に貸出しの状況を記入しなければならない。

(返却)

第10条 使用者は、備品の貸出期間が満了したとき、又は備品の使用が終了したときは、速やかに当該備品を市長の指定する場所に返却するとともに、市長に川越し街道賑わい創出事業イベント用備品使用実績報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

- 2 前項の規定による備品の返却があったときは、島田市財務規則第163条第2項に規定する物品貸与簿に返却の状況を記入しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、備品を毀損し、又は亡失したときは、直ちに、川越し街道賑わい創出事業イベント用備品毀損等届出書（様式第5号）により市長に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- 2 備品の使用に当たって発生した事故等に対しては、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	備品名	数量	備考
1	タープテント	10基	250cm×250cm×H257cm 付属品： サイドパネル2枚 テントウエイト10kg4個
2	出店者用折りたたみ椅子	20脚	35.5cm×44.5cm×H74cm
3	マルシェ出店者用テーブル	5台	組立式 180cm×90cm×70cm
4	ハイバックチェア	30脚	座面高43cm 耐荷重90kg
5	ガーデンテーブル	10台	八角テーブル 90cm×90cm×H71.5cm
6	木製パラソル	10本	直径210cm 付属品： パラソルベース1台
7	アルミ製折りたたみ式リヤカー	2台	186cm×87cm×63cm 耐荷重150kg
8	発電機	2台	出力2.4kVA 連続運転可能時間約8.5h 騒音レベル90dB 65.8cm×48.2cm×57cm ガソリン携行缶貸出可
9	ガソリン携行缶（発電機用燃料タンク）	1台	材質：ステンレス 容量：20L
10	テントウエイト 10kg/個	20個	テント1基につき4個 計5基分 20個
11	ウォーターウエイト 10kg/個	20個	テント1基につき4個 計5基分 20個